

高松市獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金の支出差止めに関する住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成28年2月2日

高松市監査委員	吉田正己
同	鍋嶋明人
同	神内茂樹
同	佐藤好邦

高松市獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金の支出差止めに関する住民監査請求の監査結果について

## 第1 請求の受理

### 1 請求人

住所・氏名 省略

### 2 請求の受付

本件請求は、平成27年12月14日に受け付けた。

### 3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（①平成27年8月6日高松市受付の「代表者等変更届」写し、②平成27年9月25日付「木田郡三木町小蓑1823番地 木田地区猟友会会長あての平成27年度高松市獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金交付決定について（木田地区）」と題する書面写し、③高松市長作成の木田地区猟友会会長あての「補助金等交付決定通知書」写し）の記載によると、氏名不詳の高松市農林水産課職員は、法人格のない団体である木田地区猟友会に対して、「代表者変更届」の押印がなされておらず内容が不備であることを知りながら、何らの根拠もないのに代表者が変更されたとして「高松市獣害に強い市街地づくり事業」の補助金として金41万131円の公金を違法に支出しようとしているが、適正な公金支出手続を

経ていないことから、本件住民監査請求人は、本件公金支出の差し止めを  
求めるものである。

高松市農林水産課の池添職員は、平成27年12月11日の事実証明書  
①の行政文書の開示に際して、本件住民監査請求人に対して、「事実証明書  
①が提出された際に、変更後の会長と称する者に対して、変更前の会長の  
押印が必要である旨を告げて押印を求めたのに対して、変更後の会長と称  
する者は、変更前の会長は、何ら会長は変更されていないので押印はしな  
いと述べた」旨を上記池添職員から聴取した（上記の「 」括弧の部分は、  
池添職員からの供述録取書であり事実証明書とする）。

農林水産課の池添職員は、平成27年8月当時、会長の変更の有無を知  
り得なかったのであり、少なくとも会長の変更の有無に関して争いがある  
ことが予想されたのであるから、押印のない変更前の会長に電話その他で  
確認をする必要があったのである。池添職員は、平成27年12月11日  
の事実証明書①の行政文書の開示に際して、「出納室職員に対して、必要な  
押印のないことについて、変更後の会長と称する者の作成した理事会議事  
録と称する文書で押印に代えることかできるかとの質問に対して、できる  
との回答を得た」と述べた（上記の「 」括弧の部分は、池添職員からの  
供述録取書である事実証明書とする）。必要な押印に代えて議事録と称する  
文書で代えることができるとする法的根拠は存在しないのである。

事実証明書①の「代表者等変更届」の書式は、高松市の農林水産課にお  
いて作成したものであり、書式中の「押印」は、その変更の真実を担保す  
るために押印を求めるものであるから、農林水産課においては押印のない  
変更届を受理することはできないのである。

更に、上記池添職員は、事実証明書①等の開示に関する決定通知書記載  
の「平成27年6月12日付の高松市長あての通知書」において木田地区  
猟友会の会長の交代があったかのような虚偽の通知がなされている疑いが  
あることを知っていたのであるから、事実証明書①記載の変更の事実の真  
偽を確認する必要があったのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記「平成27年度高松市  
獣害に強い市街地づくり支援事業」の補助金の公金支出の差し止めその他

の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

### 第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

#### 1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

#### 2 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、法人格のない社団である木田地区猟友会（以下「本件猟友会」という。）に対して、平成27年度高松市獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金（以下「本件補助金」という。）41万131円の交付を決定し、同補助金を公金から支出しようとしていることが、その補助金の交付申請手続や交付決定手続などに照らし、違法な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、本件猟友会に対する本件補助金交付のための公金支出を差し止めるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成28年1月13日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

## 2 監査対象局

本件監査対象局は、創造都市推進局農林水産課である。

## 第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

### 1 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会するとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査した上、市の担当職員に説明を求めるなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を認定した。

#### (1) 本件補助金交付制度の概要

市では、近年、イノシシ等による農作物被害が市内全域に拡大するとともに、市街地へのイノシシの出没が増加し、道路を通行中の市民がイノシシに咬まれて受傷する被害を受けたり、交通事故を惹起させたりする事態まで招いており、市民の安全・安心な生活の確保を目指す市としては、早急に、それら被害防止の対策を講じる必要があると考え、種々検討した結果、国や香川県の助成制度を活用して、その被害防止対策を講じることを決定し、平成24年12月27日施行の「高松市獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）を定め、これを同年4月23日から適用したが、その概要は次のとおりである。

#### ア 要綱の目的

この要綱は、近年、市街地において発生しているイノシシ等の野生獣による生活環境被害等を予防するため、香川県獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に規定する地元対策会議等が行う緩衝帯等の整備、イノシシ等の追払いパト

ロール、獣害に強い市街地づくりに関する普及啓発活動等及び組織された捕獲隊が行うイノシシ等の捕獲活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、野生獣に侵入されにくい環境づくりを促進するとともに人身及び生活環境被害の防止を図ることを目的とする。

#### イ 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業及び補助対象経費は、県要綱第3条及び別表に定めるところによるものとし、県要綱第3条は、「補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりとし、事業内容は別表のとおりとする。一 イノシシ等侵入防止緩衝帯整備事業、二 市街地イノシシ等防除推進事業、三 獣害に強い市街地づくり支援事業」と規定し、その別表で補助対象の事業内容及びその経費・補助率などを詳細に定めている。

#### ウ 補助金の額

イノシシ等侵入防止緩衝帯整備事業及び獣害に強い市街地づくり支援事業の補助金の額は、前記補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とする。

市街地イノシシ等防除推進事業の補助金の額は、捕獲資機材購入にあつては前記の補助対象経費の合計額のうち市長が定める額とし、捕獲活動・個体処分等にあつては別に定める仕様書に基づき捕獲処分したイノシシ等1頭につき1万5,000円以内（体重10キログラム以下のイノシシの幼獣は3,000円以内）で市長が定める額とする。

#### エ 補助金の交付申請者

補助金の交付を受けようとする者又は団体の代表者であれば、誰でもよく、特に限定していない。

#### オ 補助金の交付申請手続

補助金の交付を受けようとする者又は団体の代表者は、「高松市獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金交付申請書」（以下「本件補助金交付申請書」という。）に事業実施計画書・収支予算書・その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (2) 本件猟友会の概要

#### ア 本件猟友会の目的及びその事業活動

本件猟友会は、規約を制定しており、その規定によると、本件猟友会は、狩猟の適正な進捗発展を図るとともに、狩猟関係者の親睦を図ることを目的とし、①狩猟道德の向上と射撃技術の練磨に関する事業、②鳥獣の保護増殖並びに有害鳥獣の駆除に関する事業、③猟銃監視に関する事業、④狩猟講習会及び研究会に関する事業、⑤会員相互の連絡協調に関する事業、⑥その他会の目的を達成するために必要な事業を行うこととしているものであり、その組織・機関などから見て法人格なき社団に属するものである。

#### イ 本件猟友会の組織及び機関等

本件猟友会は、その規約において、会の区域を高松東警察署管内（香川県木田郡三木町と高松市の東山崎町、元山町、亀田町、前田東町などの東部地域に及ぶ。）とし、原則として、その区域内で狩猟免許を持ち、会の目的に賛同し、会費を納入した者を会員とし、会員の入退会の自由を認めており、平成27年9月20日開催の臨時総会時点における会員数は、51人である。

総会は、全ての会員をもって構成し、毎事業年度終了後3か月以内に開催する通常総会と理事会において必要と認めたときに開催する臨時総会があり、会役員として、理事4人以上9人以内と監事2人を置くものとし、それら役員を選任又は解任は総会の決議事項としている。

そして、会長・副会長及び会計担当理事の選任及び解任は、全ての理事で構成する理事会の決議によるものとし、その決議は、総理事の過半数の理事が出席（委任状による出席を含む。）し、当該理事の過半数をもって行うものとしており、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会事務所は、会長の住所地に置くとしている。

### (3) 本件猟友会に対する本件補助金の交付決定

#### ア 本件猟友会による本件補助金交付申請手続

本件猟友会は、平成27年9月25日に、要綱に則り、会長裏山正士名義で、市長に対し、本件補助金交付申請書に所定の事業実施計画

書及び収支予算書などの必要書類を添えて提出し、平成27年度高松市獣害に強い市街地づくり支援事業の市街地イノシシ等防除推進事業に対する補助金交付の申請手続をとった。

イ 市長の本件猟友会に対する本件補助金の交付決定とその通知

市は、同日、受理した上記申請書類を審査し、その内容が適正であることを確認して、本件補助金の支給を決定し、市長は、直ちに申請者である本件猟友会会長裏山正士に対し、補助金交付予定額を金410,131円とする補助金等交付決定通知書により通知した。

ウ 本件猟友会による本件補助金対象事業の実施

市長の本件補助金交付決定により、本件猟友会は、市長に提出した事業実施計画書に基づき、平成27年9月25日から平成28年3月31日までの捕獲実施期間にわたり、高松市内の牟礼町・新田町・前田東町にまたがる前田山周辺において、会員7人で組織する捕獲隊によるイノシシ捕獲事業を実施することになり、直ちに、市長に補助事業等着手届を提出した上、その事業に着手し、現在、同事業は実施中であるが、本件補助金は、同事業が完了し、補助事業等実績報告書や収支決算書等を提出した後に一括交付される予定である。

(4) 本件猟友会の会長変更と請求人指摘の「代表者等変更届」を巡る問題

ア 本件猟友会の会長変更の経緯

本件猟友会では、平成27年5月10日に開催した通常総会で、議案審議中に、突然、出席会員4人から、任期途中の立石清会長に辞任を求め、立石清会長がこれに応じなければ解任の決議を求めるという緊急動議が提案されたことから紛糾し、これを動議として採用するか否かの採決も定かではなく、立石清会長も辞任の意向を示さなかったが、そもそも会長の解任は、本件猟友会の規約上、総会の決議事項とはされておらず、理事会の決議事項とされているので、総会の決議で会長解任を決定できるものではなかった。

その故か、本件猟友会では、平成27年8月1日に、理事会を開催し、理事9人全員が出席した上、立石清会長の解任と新会長の選任の

議案が審議され、その冒頭に立石清会長の弁明を聞いた後、採決した結果、立石清・裏山正士両理事は、採決に参加せず、その余の理事全員が解任に賛成し、立石清会長の解任が決議され、引き続き審議された新会長選任の議案では新会長に裏山正士理事を選定する決議が成立し、ここに立石清会長の解任と裏山正士理事の新会長選任が決定した。

そして、その会長交代の事実は、平成27年9月20日に開催された臨時総会で、出席会員全員に報告され、全会員に周知された。

#### イ 請求人指摘の「代表者等変更届」を巡る問題

本件猟友会は、立石清が会長に在任中の平成27年4月1日付けで、市との間で、「平成27年度獣害対策箱ワナ設置業務委託契約」（以下「本件業務委託契約」という。）を締結し、同日から平成28年3月31日までを履行期間とする約定業務を履行中であつたので、その間に、受託団体の代表者である会長が交代すれば、発注者である市に代表者変更の手続をとる必要があるのではないかと考え、市担当職員に事情を説明して、相談したところ、市長宛に「代表者等変更届」を提出するように指導されたので、新会長の裏山正士は、平成27年8月6日付けで、市長宛の「代表者等変更届」を作成し、これを市に提出した。

この「代表者等変更届」の書式は、市側から示されたものであり、届出人の記名押印の外に、変更前の代表者と変更後の代表者の住所氏名を記載する欄と両者の押印欄が設けられていたが、変更前の会長の押印欄に、変更前の会長の押印は得られなかったとして空白のままになっていた。

市としては、前会長が円満退任ではなく、その意に反して解任されたことにより退任したのであれば、感情的に「代表者等変更届」の前会長押印欄に押印することを拒むことがあることは十分に理解できたため、前会長が解任により退任し、新会長が選任されたことが確認できる資料があれば、それを添付するよう指示したところ、新会長が「平成27年度木田地区猟友会第3回理事会議事録」の原本写しを提

出し、その記載内容を確認したところ、同年8月1日開催の本件猟友会理事会で前会長の解任と新会長の選任が決議されたことが明らかに認められたので、これを前記「代表者等変更届」に添付して受理し、前記の本件業務委託契約に関する記録に編綴保管したものであり、その後には手続がとられた本件補助金交付申請とは直接に関係するものではない。

(5) 本件補助金交付の適法性に関する市の認識

市は、既に(1)で詳述しているとおり、近年、イノシシ等による農作物被害の市内全域への拡大、市街地へ出没するイノシシの増加に伴う通行中の市民などの受傷被害の発生、イノシシの路上侵入による交通事故発生などにより、市民生活の安全・安心が危機に面している事態を強く憂慮し、市街地において発生しているイノシシ等の野生獣による生活環境被害等を予防するため、高松市鳥獣被害防止計画を立案し、これを実施するための要綱を定め、市内に存在する香川地区・高松南地区・高松西地区の3猟友会と市に隣接して存在する坂出地区・さぬき北地区・木田地区の3猟友会の協力を得て、獣害対策箱ワナ設置業務を委託実施したり、各猟友会に補助金を交付してイノシシ等防除推進事業を実施することを支援したりしており、その一環として、本件猟友会に本件補助金を交付することを決定したものにすぎず、本件猟友会の申請手続や申請内容は要綱に則って何らの不備もなく、適正なものと認められ、市の補助金交付決定にも何ら違法・不当な点はないので、本件補助金交付決定に何らの違法性もないと認識している。

2 監査委員の判断

(1) 本件猟友会の代表者変更の有無と本件補助金交付の申請手続及びそれに対する交付決定の適法性・妥当性について

請求人は、本件補助金の交付を申請した本件猟友会の代表者に変動はなく、従前から会長を務めていた立石清が代表者であり、裏山正士は会長ではないのに、会長が立石清から裏山正士に変更したとして、本件猟友会会長裏山正士名義でなされた本件補助金交付申請は違法

であり、その提出を受けた市においても、その代表者資格に疑義があることを知りながら、十分な調査確認をせず、その申請に容易く応じて本件補助金交付を決定したことは違法である旨主張しているのもので、この点について検討する。

「監査により認められた事実」の(4)のアで明らかなように、本件猟友会では、平成27年5月10日に開催された通常総会の議案審議中に、突然、出席会員4人から、立石清会長に辞任を求め、立石清会長がこれに応じなければ解任の決議を求めるという緊急動議が提案されて混乱して以来、会長交代問題を抱えて、会員間の不調和が生じ、様々な動揺があり、紛争もあったようであるが、その後、同年8月1日に開催された理事会で、当時の会長立石清の会長解任と新会長裏山正士の選任が規約に則り決議され、正規の手続によって会長交代がなされたことで、一応の決着がつき、同年9月25日に、新会長裏山正士が本件猟友会の代表者として、市長に対し、本件補助金交付の申請手続をとっているものであり、市は、立石清が会長在任中に市と締結した本件業務委託契約の事務処理のため本件猟友会会長裏山正士から提出されていた「代表者等変更届」とこれに添付された上記理事会の議事録などの資料により、上記会長変更の事実を承知しており、上記申請手続には何ら問題はないものと判断し、要綱に則って本件補助金の交付を決定しているものであり、本件猟友会の上記申請手続並びにこれに対してなした市の本件補助金交付決定には何ら問題はなく、違法な点はないと思料するので、請求人の上記主張は失当であると判断する。

(2) 請求人が不備と主張する「代表者等変更届」を巡る問題について

次に、請求人は、上記「代表者等変更届」の変更前代表者の押印欄に押印がなく、空白となっていることに不備があり、その不備が会長交代が虚偽であることを証左しているかの如き主張をしているので、付言する。

「監査により認められた事実」の(4)のイで明らかなように、上記の「代表者等変更届」は、本件補助金交付申請手続に関して、作成・

提出されたものではなく、立石清が会長在任中に、市と締結した本件業務委託契約の事務処理のために作成し、市に提出されたものである。

本件業務委託契約は、会長在任中の平成27年4月1日付けで、市との間で締結されたものであるが、その履行期間は、同日から平成28年3月31日までであり、会長交代後も履行が続き、その履行が終了した時には、遅滞なく完了届を提出し、発注者である市の検査を受けた後に委託料が支払われることになっているので、まだ事務処理が残っており、本件猟友会の事務所が会長の住所地に定められているため、事務処理などの連絡も同事務所宛に行われることになって、過誤が生じかねず、迅速に「代表者等変更届」を提出しておく必要があると考え、市担当者の指導を受けて作成したものであり、本件補助金交付申請手続とは直接関係するものではない。

この「代表者等変更届」の変更前代表者の押印欄の押印がないのは、変更前代表者が円満退任ではなく、解任決議によるものであったため、任意に押印してもらえなかったことによるものであるが、その押印は、代表者変更の事実を証明する資料の一つにすぎず、その押印に代わる証明資料があれば、それに代替することが可能なものであり、如何なる事情も問わず、その押印がなければ、不備なものとして受理されないことになるものではない。

本件猟友会は、法人格なき社団であり、代表者の登記はなされないため、登記事項証明書による証明はできないが、会長の解任と新会長の選任を決議した理事会の議事録があれば、それで代替することは可能であり、本件猟友会は、市担当者の指導を受け、その理事会議事録の原本写しを提出し、変更前会長の押印がないことを補完して受理されたものである。

このように、請求人指摘の「代表者等変更届」の変更前代表者の押印欄に押印がなく、空白であることは事実であるが、それには相応の理由があり、それを補うために上記理事会議事録の提出を受けて確認し、「代表者等変更届」を受理したことは合理的であって、何ら違法・不当の批判を受けるものではなく、この点に関する請求人の主張には、

何ら理由がないものと判断せざるを得ない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれの点においても、何ら理由がなく、失当であると言わなければならない。

よって、措置請求には理由がないものと判断する。